

第2回盛岡地方裁判所委員会，盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

2月3日(火)午後1時30分～午後2時10分(盛岡地方裁判所委員会のみ)
午後2時15分～午後4時30分(盛岡地方裁判所委員会，盛岡家庭裁判所委員会合同)

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

家子洋子，石川悌司，石橋乙秀，氏家康雄，岡崎正道，笠川さゆり，熊谷隆司，熊谷富民子，小池覚子，酒井明夫，澤田正史，塩村公子，田中康郎(委員長)，高橋孝，高橋讓，鷹觜紅子，藤原良夫，松本直子，丸山仁，三浦哲夫，吉田誠一(五十音順，敬称略)

(盛岡地方裁判所委員会委員，盛岡家庭裁判所委員会委員，盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員)

(庶務)

池田地・家裁事務局長，若松民事首席書記官，佐々木刑事首席書記官，川村首席家裁調査官，櫻井家裁首席書記官，照井地裁総務課長，中村家裁総務課長，石川地裁総務課課長補佐，山口地裁庶務係長，泉家裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会議事

1 開会(地裁総務課長)

2 開会あいさつ(田中委員長)

3 議事の公開について

(1) 議決

議事の公開について協議がなされ，議決を行ったところ，(2)記載の意見中①案に賛成する者7人，②案に賛成する者4人で，出席委員の過半数により次のとおりとされた。

委員会は，出席委員全員の同意があるときは，議事の全部又は一部を報道機関に公開することができる。

(2) 質疑等

議決に先立ち，第1回盛岡地方裁判所委員会において継続協議とされていた次の①から③までの案について，質疑が交わされた。

①案

委員会は，出席委員全員の同意があるときは，議事の全部又は一部を報道機

関に公開することができる。

②案

委員会は公開とする。ただし，出席委員の過半数により非公開とすることができる。

③案

委員会は，その議事のテーマ等が定まった時点で，委員全員の意見を聞いて公開の可否を決める。

(質疑等)

- 案の立場から，その根拠と他の意見に対する疑義を述べる。

まず，今日のテーマでもある身近な裁判所，開かれた裁判所を目指してこの委員会を開いているということであれば，やはり公開が原則である。

第2に，我々の日当等は税金で賄われている。国民の税金を使ってこのような委員会を持っているのであるから，国民に分かるような形で開催すべきである。

第3に，案は，結局非公開ということである。この委員会の大事な点は，地域の主導者などそれなりの立場にある委員の活発な意見を直接外部に伝えることにある。アクセスに乏しいホームページに議事概要を載せるだけでは不十分である。非公開とすると，議事概要に載っていないことをほかの方に伝えることが守秘義務との関係で問題になり得るので，かえって自由な議論ができない。

③案は，例えば，今日のテーマでもある「身近な裁判所」といった抽象的な議題の下で公開，非公開を具体的に判断することに無理があるという難点がある。

- 案に賛成する立場から，案，案に対して質問をしたい。②案は，一般公開を前提にしているのか。一般傍聴については，地裁委員会の設置が決められた一般規則制定諮問委員会の場でも，議論の前提にはなっていなかったと聞いている。この委員会での議論は，行政機関等で行われる公開での議論とは，意味合いが違う。特定の事件当事者がおられる場で発言をすることになると，議事が円滑に進まないおそれもあるし，意見が言いにくい場面も出てくる。

マスコミへの公開の点については，委員の一部に，マスコミが入ると，テレビカメラが入るということではなくても，率直な意見を述べにくいという意見があった。実際にも非公開であって初めて率直に意見を述べることのできる場面もあり得る。そういう方の意見についても配慮することが必要である。多数決で決議すると，過半数に至らない少数の方の自由な意見を確保する趣旨が没却される。他のすべての方が同意する局面では，私一人が公開に同意しないということは決してないが，ちゅうちょされる方が私以外にいるということであれば，マスコミに対する公開の是非の問題に絞った上で，①案で，皆さんの同意をいただくのがよい。

③案については，公開，非公開の決議に当たり，過半数か，全員の同意が要るのか，といった点について質問したい。

- ②案は，一般公開の趣旨である。その場合，事前の傍聴の申し出，人数制限といった点は，当然考えなければならない。委員が発言している場面でのマスコミ

のカメラ取材については、制限することになる。

発言は、飲み屋での議論の類のものではなく、それなりの見識を持った委員としての立場のものである。発言には抑制が働くこともあり、言いたいことが言えないことも、基本的にはあり得る。例えば、我々はしゃべり慣れているからまだしも、一般の方は、裁判所の職員がたくさんいる中では発言しにくいと思うが、そこは致し方ないことである。はかりにかけた上で、それと公開とどちらが大事かという問題である。

- 前回提案した③案は撤回する。理由は、まず、全員一致は不可能に近いし、過半数の決議による場合は、少数意見をつぶしてしまう。また、テーマが定まった時点で委員全員の意見を聞くとなると、事務局の方に繁雑な作業を煩わせることになる。私の考えは、②案に近くなっているが、その場合でも、公開の方法が一般公開か、報道機関への公開かを詰めてほしい。報道機関への公開の場合であっても、映像が入るのか、音声か、文字か、発言した各委員の意見が記名で公開されるのか、匿名表示をお願いできるのか、といった問題がある。これらの点を配慮していただければ、②案に賛成したい。
- 基本的に①案に賛成する。それなりの立場の人間が税金で賄われて委員会に出席しているとの指摘については、かみ締めるべきこととは思うが、私は、「裁判のことについては素人であるそれなりの立場」で、この委員会に参加しているものと認識している。皆さんから学ばせていただきながら、意見表明のプロセスの中で自分の意見も変わってくるとか、最初に言ったことについて間違っていたと思うことが出てくるはずであるから、協議のプロセスが名前入りで公開されるおそれがあるのであれば、かなりちゅうちょする。もしそういう形をとるのであれば、裁判所にかかわる専門家を委員として選んでいただきたかった。

また、それなりにセンシティブな特性を持った自分の業務をなるべく制約を受けない形で進めていかなければならない関係上、自分の思想ないし物の考え方のスタンスやバックグラウンドをクライアントに対して明確にすることを差し控えてきた経緯もあるので、できれば議事概要による公開にさせていただけると助かる。
- 公開の方向は理解できるが、広く意見を聞き、自由に話し合った中でその内容を裁判所の運営に生かしていくというこの委員会設置の趣旨からすると、必ずしも報道機関を同席させた上での公開でなくてもよい公開の方法というものもあるのではないかと。公開の概念をはっきりさせることで、私の考えも固まるものと考えている。
- 裁判所が求めているのは、委員が裁判所に対してどのような意見や希望を持っているのかという生の声である。委員としては、重圧を感じたり、自分の発言内容がマスコミや一般傍聴人からやゆされることを気に掛けたりせずに自由かつ達意意見を言えばよいのであって、この委員会を余り重く考える必要はない。実際にも、この委員会で人権や社会問題にかかわるテーマについて表決するというような事態はないと思う。あれば、個人情報保護の観点から別途配慮すればよい。仮に委員会を公開してみても、実際にはだれも見に来ないだろうし、報道関係者も、ほとんど顔を出さないかもしれない。したがって、公開・非公開といった入

り口，出口の話で論議をしても意味がない。この委員会が，開かれた裁判所についての意見を言う場所であるということであれば，原則として公開にしておけばよい。

- 原則は公開の流れにあると思う。法律や裁判所のことについては門外漢なので，発言には緊張するが，公開されても，言うべきことはきちんと言いたい。ただ，この委員会の設置の趣旨，在り方，委員の選出の経緯を伺うと，従来の審議会とは違うという気もする。委員の中で，まさか公開されるとは思っていなかったという方が，実際に複数あるいは一人でもいたらどうかということである。前回は公開について危ぐされている方の意見があり，今回も個人的には公開を避けていただけると有り難いという趣旨の委員の意見もある。委員は有識者であるとか，それなりの立場にあるという意見もあったが，それなりといっても，この委員会には法律のことなどについてはよく分かっていない方も含まれている。そのような方に率直な意見を言っていただき，実情も知っていただきたいということのようである。裁判所が委員を選ぶ際にも，社会の広い分野からいろいろな職業の方を意識的に選ばれていて，どのような意見でもよいから率直に本音を聞かせてほしいという依頼の仕方を恐らくしているものと思う。

一般の審議会でも，例えば市民に対する公募により自分で意見を言いたい方が選ばれて出席するのであれば，公開は当然であると思う。しかし，自ら手を上げたつもりもなく，何か話が違うという実感をお持ちの方が複数おられるということになると，過半数の人が嫌だと言わない限り非公開にできないのもいかなものかと思う。いきなり公開にするのは，時期尚早であろう。

- 仙台の地裁委員会では，①案のような形で決議がなされたと聞いている。

第5 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事

- 1 開会（家裁総務課長）
- 2 開会あいさつ（田中委員長）
- 3 意見交換

協議テーマ「裁判所は身近に感じられますか。」について，次のような意見交換がなされた。

(1) 裁判所の広報の在り方について

- 広報活動状況についての裁判所の配布資料を見て，裁判所が広報面でこんなにも頑張っていることを初めて知った。裁判所は，裁判で訪れる者に対してだけ何かをすることと思っていた。一般市民は，裁判所がこれほど広報活動をしていることを知らない。裁判所には，まずこのような広報活動をしていることを市民に周知させる広報活動が必要である。

パンフレットを置く場所であるが，警察署，法務局，弁護士会，市町村その他の役所は一般的に市民の通り道に当たるところではない。もう少し市民が身近に感じる，PTA，老人会といったところにも配布したらどうか。

講演会活動などについても、裁判所の方から市民に近づいていくという雰囲気を出せるかどうか肝心である。例えば、市町村から、法律相談があるのでどうぞという回覧板が回ってくるが、内容がとてもお堅くて、相談に行ったら反対に怒られるのではないかという感じがある。相談したくても市民の方からは一歩が踏み出せない。裁判所の講演会の場合でも、本当に来てくれるのか、講師謝金が高いのではないかなどと市民は考えてしまう。講演会のテーマについては、老人クラブに対しては、「亡くなったときに困らない遺産相続」、PTAに対しては、「少年非行」といった感じで、身近なテーマを選んで市民の側に一歩踏み込んできてほしい。

PTAなどで講演会をする場合には、案内のパンフレットも、市民が目を向けてくれて、行ってみようという気持ちにさせるカジュアルで魅力的なものであってほしい。

- 裁判所が子供たちに法廷を見学させて裁判の説明をしたり、裁判官が高校、大学で出張講演をしていることを知り、裁判所はこういうこともしているんだなという感想を持った。裁判官の話の小、中学校の時点で聞けたら、素直に吸収できて、大人になってから聞くよりも有意義である。司法教育に関する情報は市民に必ずしも伝わっていないので、PTA、学校関係の方にも拡大するとよい。また、中学生のうちから幅広く将来の職業のことを考えさせる本が注目されているが、子供たちの将来における職業選択の間口を広げるためにも、法曹の道に進もうとする子供たちへの道しるべという視点からも、裁判所が積極的にPRのために市民の中に出ていく形が望ましい。

司法の窓と仙台高等裁判所の広報誌についての感想であるが、市民が主として知りたいことは、裁判所がどういうことを取り上げてくれて、どのような手続をとる必要があり、どれほどの費用がかかるのかということなので、手続やその費用についての説明部分はとても有り難い。しかし、それほど興味を持っていないこともたくさん書かれているので、もう少し簡略で分かりやすい広報にしていると有り難い。

- 「裁判所のことを知りたい」というテーマについて言えば、どういうときに裁判所とかかわってくるのかという知識自体が私どもには少ない気がする。裁判所のことを知りたいと意図的に思ったときにはいろいろ調査方法もあると思うが、あることで困ったときに、これはもしかしたら裁判所かなという発想がないのではないか。

広報の在り方について言えば、直接裁判所をお使いになるであろう方に対する一般的な広報と、関係するであろう専門家筋への広報という2本立てで考える必要がある。直接利用者になるかもしれない方たちへの広報は、まず、裁判所が身近に感じられるものであることが大切である。次に、どんなときに裁判所とかかわってくるのかといったあたりを、ビジュアルで、シンプルな内容の広報によって、一般の人の注意を引きつける配慮が必要である。他方、関係する専門家筋への広報としては、絶えずきちんと手続的な事項を伝えるというスタンスが求められる。

専門家の団体に対するリーフレットの配布先であるが、例えば社会福祉の関係では、県の福祉総合相談センター、振興局、児童相談所のほかに、社会福祉協議会、民生委員の団体といったところが考えられる。

具体的な広報の仕方に関連するが、インターネットで盛岡地裁を見ると、新着情報については「文書が見つかりません」と出てしまう。ほかの地裁のページでは、成年後見制度の問題を扱う裁判所以外の紛争解決機関や児童相談所など、ほかの機関についてのインフォメーションも掲載されていた。起こり得る問題別に取扱機関を紹介するのは、広報の在り方としてよいと思った。全体として、全国一律のフォーマットなのか、ほかの裁判所と似ているような気がした。もう少し独自色が出せないものかと思う。

庶務担当 盛岡地方裁判所と盛岡家庭裁判所のホームページは、最高裁判所のホームページの一つのコーナーとして作成されている。一定のフォームが決まっており、指定されたコーナーのタイトルの枠内に、それぞれの裁判所が工夫した内容のものを載せている。一つのコーナーについての容量も決まっており、画像を張り付けるにも限界があって、文字情報が多くて見にくいところもあるかと思う。

新着情報が「該当ありません」という表示になっていたという点については、このホームページのシステムとして、掲載期限を1か月に設定した場合は1か月で新着情報が全部消えることになっている。新着情報がないという表示は、盛岡地方裁判所、家庭裁判所のホームページに、ここ1か月の間は掲載すべき新しい情報がなかったことを意味する。

- 裁判所ないし関連機関の所管事務に関する広報、市民の裁判所へのアクセスの点に関連して、裁判所の相談業務について説明しておきたい。

市民は、自分に問題が起きたときに、どう解決したらよいか教えてもらえるという期待を胸に抱いて来られる場合が多い。例えば離婚に絡んだもめ事であれば、離婚できるかどうか、浮気をした相手からお金を取れるかどうかを知りたいというのが本音である。しかし、裁判所は、司法機関であり、提起された係争について、当事者双方を交えて話し合いを進め、判断を下す所であるから、相談の段階では、「離婚できるかどうかは分からないが、まず話し合いの手続きである調停を御利用ください。」、あるいは「お金を取れるかどうかについては、弁護士に一度相談してごらんください。」といった対応をせざるを得ない。この手続きをしたらこの程度のお金がもらえとか、こういう良い解決方法があるといった一方的な教示はできないという司法機関としての限界がある。そこで、裁判所に相談に行っても、直接的な回答がなく、どのような手続きがあるのかということが分かったというだけでは、相談者にとって消化不良の思いが残るかもしれない。この点は、裁判所にとってもジレンマであり、市民の御理解を得て、裁判所が冷たいと思われなくて相談窓口を広く利用していただけるよう、いろいろな意見をお聞きしたいと考えている。

- その点は難問で、限界はいずれの機関にもある。PRするにしても、量の問題がある。むやみやたらにPRすることも問題である。露出度が高ければそれでいいというものではなくて、それなりの社会的なシステムであれば、余り露出度を

高くすると、逆に反発を受けるかもしれない。基本的には、知りたいことを知りたい、かかわらなくてもいいのだったらかかわらなくていいという、そういう精神を大切にしていきたい。

司法というのは、だれもが満足する結果を得られる作用を行う機関であるとは思われない。対立する意見があって、片方が負け、片方が勝つということもあり、どちらも納得しないまま終わることもある。身近な存在ですよというPRをして、過剰な期待を抱かせて、結局はうまくいかなかったということも結構あると思う。PRの範囲、対象、限界をどう考えるのかを踏まえて実践しないと逆効果になる。

将来の方向性としては、知りたい人には徹底的に知ってもらおうというシステムを作る、どうすれば裁判所の窓口にたどりつけるかというネットワークを作る、この二点が重要である。

- 知りたいときはどうしたらよいのかという前に、なぜ知らなければならないのかという問題がある。裁判所とはできればかかわりを持ちたくないとか、一生関係ないだろうという意識が市民の中には高いと思う。しかし、翻って考えると、例えば、交通事故、相続は、だれもが経験する可能性があり、離婚も、できればない方がいいが可能性としてはだれにもある。そう考えれば、裁判所は、いろいろな局面で普通の人にとってかかわりが出てくる場所であるのに、思い込み、偏見、誤解などにより、特に何か悪いことをした人が嫌々かかわるところであると思われているのではないか。裁判所は、社会で何か問題が起こったときに、それを自分で積極的に解決したいという人が利用する機関なのだという意識が広まってくると、かなり変わってくると思う。自分に関係がないと思うと関心が持てないし、関心がなければ意見も出てこないという悪循環に陥る。まず普通の人がどのような場合に、どのようにかかわってくるのかという点をPRしていただきたい。

各論を言えば、義務教育のころに司法にかかわる常識が生徒にどれくらいインプットされているかが大事である。学校教育の過程で、まともな有権者教育を受けていないのに、二十歳になって、いきなり市長からこれからは有権者としての自覚を持ってうんぬんと言われても、自分とは関係ない話であるという意識になってしまうはずで、常々それはまずいと思っている。司法についても、立法と行政と司法の関係を三角形で図示されて一生懸命暗記させられた気がするが、自分と司法がどうかかわるのかという観点からまともな教育を受けた覚えがない。大学生になると、価値観もそれなりに形成されてしまっている場合も多いので、教育効果という観点からは、吸収力がおう盛で発想が柔軟な時期に市民と司法とのかかわりについて教える方がよい。

そこで、いろいろ難しい問題はあると思うが、裁判所が学校教育との関係で、これまでどういう働き掛けや取組をしてきたのかという点について、お聞きしたい。

庶務担当 取組の一端として、裁判所見学の受入れについて説明したい。裁判所では、学校、県警本部、民生委員その他盛岡市の方などを裁判所見学という形で受け入れている。盛岡地・家裁本庁に見学に来られた方は、平成15年を例にとる

と、一般の方が227人，学生の方が1,166人，合計1,393人である。管内全部を合わせ，去年1年間で合計1,646人の方が裁判所を訪れている。学校の生徒をはじめ見学に来られた方々に対しては，広報の一環として，裁判所の仕組みや仕事の内容について説明をするように努めている。

- 教育委員会に籍を置く者として，児童生徒の指導については，裁判所に迷惑を掛けないような子供を育てたいという思いもあり，常々教育現場を引っ張った激励している。

裁判所のことについては，小学校3年の時点で，地域の学習という観点から，裁判所がどこにあって，どういう仕事をしているのか，といった概略の学習が行われている。裁判所見学等でかなりの人数がお邪魔し，職員の方に御迷惑をお掛けしていると思う。6年生の政治についての学習の時間に，立法，行政，司法の関係について教えた上で，裁判所見学をさせて司法について学ばせている。

中学校でも，司法のことを学ぶが，裁判所の役割についてかなり詳しく勉強させている。

ただ，実際に見学等の活動の時間が，総体的な時間配分の中で制約されてきているので，見学が少なくなっている。そういう観点から，子供会の企画等で，子供たちがお母さん方と一緒に裁判所の見学等に出向く活動が活発になるとよいと感じており，そういう活動を広めていきたい。

- P T A 活動の経験を踏まえて言うと，今の教育現場では，立法，行政，司法の関係をただ知識として詰め込む勉強がなされており，本質的なところまで踏み込んだ学習がなされていない。もっと踏み込むためには，例えば前回見せていただいた少年審判にかかわるビデオが取り上げていた少年犯罪のような題材を生徒に提供すれば，身近で身につまされる関心事として受け止められるものと思う。ビデオを見せればそれで足りるというわけではないが，もめ事の本質をある程度やさしく説き起こす形で，身近な問題として子供たちの心にどれだけ訴えることができるかが教育のポイントであろう。他方で，裁判所は，もともと奉行所のお白州であって非常に恐れられる怖い存在でもあるという部分も当然必要なわけである。こんなことをするとこうなるぞという意味での抑止力を子供たちの心に植えつけるという意味も含めて，もう少し踏み込んだ学校教育が必要である。

次に，問題提起をさせていただくと，近代的な裁判制度が生まれて相当たつが，裁判所が身近に感じられるかといったテーマで，岩手県を代表する方々に集まっていたら，こういう委員会を設けることになったのは，一体何ゆえであるのか。裏を返せば，裁判所が身近に感じられるためにアピールすることが今まで極めて不十分であったということか。そもそも何が発端でこういうことが行われるようになったかをお聞きしたい。それが今日のテーマにつながる。

私個人の関心からいうと，今の裁判そのものに対して，意見，注文，批判がある。一般の市民の中にも多種多様な方々があり，裁判所を身近に感じるという基本的なレベルでの広報を求める人もいれば，自分が直接かかっている場合はもちろん，そうでない場合についても，マスコミの報道などを通して，今の裁判や裁判所に疑問や批判を持っている人もいる。そういう人たちからの批判に答えら

れるようなところまで踏み込む覚悟ができた上での制度設計なのかを知りたい。昨今、これまで聖域とされてきた分野におけるネガティブな実態がようやく暴露されてきているが、これは、もともとあったものが、明るみに出てきただけのことであろう。入国管理局も相当ひどいことをやっていると言われていたし、警察の不祥事も今やみんなが感じている。今まで聖域とされていた病院や学校も、今では必ずしも聖域ではない。今までおそれあがめられるような存在であり得たところが、今やそうではなくなっているという意味において、裁判所はどうかという問題がある。裁判所を身近にというテーマを取り上げるにしても、相当に意識の高い人たちからの相当切り込んだリアクションが返ってきたら、それを正面から受けとめて対応するだけの心の準備あるいはシステムの準備をした上でのことなのかどうかを知りたいし、そこまでしていただかなければならないと思う。

裁判所を身近に感じるということのニュアンスは様々であろうし、市民の間にも多様な意識もあるだろうから、テーマとして論議すること自体はよいが、肝心なことは、提出されたいろいろな意見が今後どう生かされていくのかという点である。

- 裁判所の学校教育への取組についての質問があったので、補充して説明したい。最近どこの裁判所でも出前講義を行っている。前任庁にいたときに、中学校に出張講義に出かけ、中学生300人ぐらいの前で裁判所と裁判官の仕事の内容について話したことがあった。

法廷傍聴には、中学生から大学生まで広い範囲の方がおいでになっているが、裁判と裁判所に興味と関心がおありということなので、閉廷後、「何か質問はありますか。」と問い掛けをするようにしている。事件の内容についての当否は、申し上げられないが、裁判手続や裁判官の役割などについては、時間が許す範囲で一般的な説明をしたり問い掛けをして理解を深めさせるように心掛けている。

裁判所を身近に感じていただくには、裁判制度について上手に説明することも必要であるし、実際にその現状を見ていただくことも大事である。学校教育の中で裁判所見学を企画されているところもあるが、現に裁判所を見ていただいて分かっていたことが一つの有益な方法である。

裁判の役割については、民事裁判と刑事裁判で少し意味合いは異なるが、社会には、従前からお上に迷惑を掛けてはいけないという発想がある。しかし、特に民事の紛争はどこにもあるわけで、それは人間が社会生活を営む以上恐らく避けることのできない課題である。その意味でも、正しく円滑に社会生活が営めるように、紛争を適正・迅速に解決する場としての裁判所の真の姿を、学校教育の中でどのように、どの程度PRしていくかというあたりが、重要なポイントとなろう。私自身、法学部に入って初めて検察官や弁護士の役割や仕事の内容の一端を学んだが、その役割については誤解されている部分もある。低学年のうちから、もう少し分かりやすい言葉で裁判やこれに関与する者の役割についてきちんとした教育がなされれば、裁判所をより身近に感じるようになると思う。

この委員会の設置の趣旨についての意見もあったので説明する。司法制度改革の全国的な動きの中で、平成13年6月に司法制度改革審議会から意見書が提出された。身近で頼りがいのある裁判所というのもその中の一つのテーマになっていて、その流れの中で、広く市民の意見をちょうだいしてより良い裁判所の運営をしていくために各地の裁判所にこの委員会が設立された。市民の声をどこまで真剣にとらえていけるかという点については、私自身は正面から受けとめる形で委員会が設立されたものと理解している。もちろん個々の裁判の当否について議論するということとはできないし、そのようなことは当初から予定されていることではないが、裁判の在り方とか、制度のよしあしについては正面からおっしゃっていただきたい。こういう問題提起や議論が出たということ自体が非常に重要なことだと理解しているので、今後とも忘たんのない意見をいただきたい。

今一番必要なのは、裁判所として何ができるかということである。問われているのは主体性の問題であって、例えば、教育機関に向かってどう教育していただけるかという問い掛けをするのではなくて、教育しますという格好にしないといけない。それをどうしたらできるかを考える意識改革が必要である。

なぜこのような委員会を発足させたかという点であるが、司法制度改革の中で、要するに司法を変えなさいと促されたからである。裁判所だけが聖域で、だれも使わなくてもそこにある存在でなければならぬという認識は甘い。ある意味では、司法制度改革により裁判員制度が実現したときに、裁判員として選ばれる市民を裁判所側がどのように迎えて、真に利用しやすい市民の司法を構築することができるかどうかということで、委員から意見を聞いていると思えばよい。裁判所は、市民が使いやすい組織と人間になれるように自ら意識改革をしていかないと、建物も現在のようなものしかできないだろうし、予算もつかない。裁判所はこれまで閉ざされてきたために、市民に理解してもらうための外向けのPRの努力をしていない。司法制度改革審議会ができて、司法制度改革がいろいろな形で進み、その流れの中で意識改革をするために、こういう委員会を開いて皆さんの意見聞いているものと思う。

また、司法ネットワークも間もなくできるが、それが効率的に運営されれば、民間の窓口にも多様な相談事が持ち込まれて解決されることが可能になる。そういった中で、裁判所の需要がなくなれば、裁判所は更に縮小される。どれだけの事件数をどのような姿でやっているのかということを広く国民に公開しないと、裁判所は行財政改革の中で埋没する。

- 広報で肝心な点は、市民が自分の生活にかかわりがあると思っている部分をきちんと知らせてほしいということである。県民生活センターや警察の安全課といったところが私たちの一番身近な相談場所であるが、そういうところでも問題が解決できないときは、裁判所があるのだという点は、市民に知らせてほしいところである。検察審査会の例で言えば、私は、検察審査会の存在や審査の結果についてテレビで漠然と知ることがあっても、審査員が一般の市町村民から選ばれているという点については、パンフレットを見るまで知らなかった。いつ起きても不思議でない交通事故で、自分の言い分が通らずに不当な状態に置かれていると

きに、不起訴処分の不当性を判断していただけるということは一般の人たちに知ってほしい事柄である。泣き寝入りしている部分もあると思うので、今後とも積極的に広報活動をしてほしい。

裁判所を見学できるという点も初めて知った。農業をやっていると、まず職業安定所にはお世話にならない。もう一つは、裁判所にだけはかかわらないような生活をしていこうというのが、我々一般の考えである。それでも、何か起きたときに、泣き寝入り状態が解決できるための広報はやはり大事なので、すそ野が広く一般にも分かりやすい広報活動をやっていただきたい。できない部分もあると思うが、今は個というものを大事にする時代なので、裁判所が一般的にできないことと、できることとをきちんと区別して知らせるという意味においても、広報活動は大事である。

- 必要なところには広報を流してほしいということに尽きる。去年、模擬家事調停に民生委員も参加させていただいたが、あのような行事には極力御案内をいただきたい。「T O H O K U」という冊子をいただいたが、この中の「人事訴訟手続が変わる」というところは、我々には大変参考になるので、コピーをとらせて使わせていただきたい。
- 弁護士として裁判所によく来て仕事をするが、私自身も、民事裁判、刑事裁判あるいは家事審判にはできればかかわりたくない。裁判所というところは、弁護士の目から見ると、紛争の中でも重傷の事例を取り扱っている。紛争すなわち裁判という感じを持つかもしれないが、実は任意の交渉でまとめられているもめ事も多い。一般の方から見ると、法律事務所すらも敷居が高いということのようなので、弁護士以外のところで紛争が解決されていることはあり得る。それが余りいい解決の仕方ではないとすると、やはり司法にかかわる者としては、反省をしなければならない。

ただ、身近といっても、裁判所は温泉とか、酒を飲みに行くようなところではない。民事は厳しい権利と権利のぶつかり合いであり、刑事はそれなりの厳しい処罰の問題があることを忘れてはならない。

裁判所は、広報が下手ではないかと思う。裁判の結果については、双方から100%の満足を得るというわけにはいかないのが、様々な意見、批判等があっても裁判官は弁明せずという言葉に従って毅然としているべきだが、一般的な様々な広報は積極的にやっていただきたい。なぜなら、依頼者も裁判というと、大金が必要ではないか、期間が3年も4年もかかるのではないかと誤解しており、自己破産の問題ですら解決に相当の時間がかかると思っている。統計的には3年も4年もかかる事件はそれほどないはずなのに、マスコミに出る刑事裁判、民事裁判が大事件ばかりなので、一般の事件も長くかかるという誤解がある。普通の事件は、大体争いのある事件でも10か月内外で決着がついているという点を広報していただくことによって誤解が解ける。積極的な広報をするのに、パンフレットがよいのか、他の方法がよいのか分からないが、法曹関係者以外の委員の方の新鮮な感覚を受け止めて、裁判官及び職員の方の意識改革を図った上で、広報に精を出していただきたい。

裁判所の広報は、下手なのではなくてやっていないのである。やっていないから下手なのであり、やろうとすれば、いろいろな形の広報がもっとあるはずである。広報も、各裁判所ごとに主体的な活動が可能になってくると思われるので、盛岡地裁あたりが全国に先駆けて新しく広報室を作ればよい。裁判官として立場上言えないことがあれば、広報室職員が的確な広報をする体制をとっていかないと、裁判所はいつまでも敷居が高いままになってしまう。

- 先ほど義務教育の話が出て感じたことであるが、盛岡は石割桜のおかげで多くの子供たちが観察バッグをぶら下げて課外授業に来ている。そこを一步進めて、ついでに法廷も見てもらおうとか、場合によっては裁判官の話を聞いてもらうといった方法をとれば、盛岡の場合は地の利を生かしたよい広報ができると思う。

家庭裁判所では、この4月から人事訴訟手続を取り扱うことになるので、新しい体制に向けて準備作業を行っている。最近病院へ行っても、診療計画書をもろうし、薬をもらったらカラーの説明書が付いている。裁判所も、職員と裁判官が意識改革をして、分かりやすいパンフレットを作り、民生委員や、相談センター、県民生活センターといったところに配って、手続を分かっていたく努力をしよう準備中である。

- 「司法の窓」を読ませていただいて、非常におもしろいと思った。これをもっとほかの場所に配布すると非常によい。

リーフレットの中には、ちょっとしつこい気がするものもある。例えば、「あなたのためのイレブン」を見ると、「1、事件の発生」から最後の「11、判決」まできちんと番号が振ってあるにもかかわらず、道順も書いてあり、さらに犬の足跡で進む方向を示している。これだと、一体何を主張したいのかというポイントが映えない。強調したい点について視覚にシンプルに訴える内容のものを作れないだろうか。

県民生活センターでも啓発事業としてパンフレット作りをしているが、相談に来られる方には、啓発が行き届いていないのが実情である。ホームページとかパンフレットを見るような方、当センターの講座を利用されている方は、悪徳商法の被害に遭わないし、多重債務者にもならない。被害に遭うような方や多重債務者になるような方に、いかに啓発用のパンフレットを見せようか、喫緊の利用者にいかに的確な情報を流せるかが、大きな課題である。

業務内容を知っていただく上で一番効果的なのは、新聞、テレビ等のマスコミで取り上げてもらうことである。大きな事件が起きたときなどに、積極的に啓発情報をマスコミに提供し、取り上げてもらうといった方策が考えられる。

(2) 裁判所の日常業務での接遇，施設，設備等で改善すべき事項について

- 「司法の窓」に釧路の地方裁判所の庁舎の写真が載っているが、ステレオタイプな外観で入りにくそうである。世の中には、まず人が来てくれなければ、そこから先が始まらないという空間もある。例えば、県民プラザをオープンした当初は、いかにして人を呼ぶかという苦勞をした。裁判所も、人が入りやすいようなところでなければいけないと思う。今日も、ちょっと時間が早いからどこかでお

茶でも飲もうか、裁判所にもそういうサービスコーナーがあるのではないかと娘に言ったところ、娘は余り入りたいとも思わないと言う。県庁では、サービスでお茶が飲める場所が設けられている。盛岡市役所では市民ホール、県庁では県民室があるが、裁判所には、国民室も国民ホールもない。盛岡の裁判所は、春になれば黙っていても人が集まるような石割桜という看板があるので、訪れた人が入りたくなるような場所を設けるべきだと思う。

1階の相談室については、ドアを開けてみたが、相談に来にくいレイアウトである。パーティションで区切られ、暗くて、安心して気軽に相談できるという雰囲気ではない。普通であれば、入り口のエントランスホールに入ると、大体どういったことが行われているのかが分かるような工夫がされていると思うが、裁判所ではいすが置いてあるだけである。お茶を飲んだり、休憩する場所もない。

私たちにも、個人的なグループでやっている相談所があるが、遠くからおいでいただくときには、「お弁当もお持ちになって、こちらで召し上がられてはいかがですか。お茶くらいサービスできますよ。」と声を掛けている。そういう細かいことにも民間では結構努力してるが、裁判所にはそういう部分が欠けていると思う。

- 私も、裁判所は来訪者に対する配慮が全く足りないと思う。建物に入っても無味乾燥である。エントランスホールでビデオを見ておられる方も、嫌でしょうがないが、事件で相談に来たから仕方なく座っておられると思う。プライバシーの点を余り考えていないのではないかとということである。

事件数が増えてきたからだと思うが、廊下のソファに当事者の方が座っている。しかし、だれか知っている人が来たら困るなということをお願いしながら座っているはずで、本人にとっては苦痛だと思う。また、民事事件の当事者の控室が一つで、申立人と相手方が一緒に入ることになるのはかわいそうである。余裕を持ったスペースの中で、プライバシーが守られるような建物の構造であってほしい。裁判所が絵をかけたたり、お花を置かれたりして、配慮している気持ちは分かるが、基本的なプライバシー保護の点できちんとした対応ができていない。それはまさに司法予算が少なくて、裁判所が大変だということに尽きる。

広報の点について言えば、我が国全体の統計についてはいただいているが、盛岡の裁判所で、民事事件、破産事件、刑事事件、家事事件を何人の裁判官でどれくらいの数を処理しているかということは、一般市民の方は恐らくご存じない。裁判所が非常に繁忙化していて大変な状態になっているということを、資料として出されたらよいと思う。また、調停のときに、裁判官にも同席していただきたい事件もあろうかと思うが、調停が成立するときにだけしかおいでになれない裁判官不在の実情を県民の方に分かってもらうようにしたらよい。

- 今、病院には、玄関を入ったときに、腕章やエプロンを付けた案内係の方が、「どうなさいましたか。どちらに御用ですか。」と話し掛けてくださるところがある。自分がどこに行くべきかがスムーズに分かり、利用者にとっては有り難い。裁判所にもそういう人が配置されていたらと思う。予算が絡む問題であろうが、専門的な施設なのだから、専門家のOB、OGから御協力をいただき、ボランティア

ィアで活躍していただけないものか。利用する側に立った場合，ハードの面もさることながら，ソフト面の充実の方が温かみがあって有り難い。

相談・受付の窓口の方は，裁判所の顔であり，素人である利用者が最初に接する人である。受付や相談に来る方は，すぐる思いで来られるはずで，そのときの対応が肝心である。あわただしく対応されるのと，ゆったりと，せめて顔を見て話をしていただくのとでは印象が全く違う。そこがポイントではないかと思う。

- 病院は，やるべきことが多いので，人ごとではないと思って聞いていた。患者さんの中には，自分がどこの科に行くべきかをご存じない方も多いので，受付や案内係の人が案内や導入相談をしてくれると大分違う。

裁判所の方々は，広報活動に相当の御努力をされており，例えば，医大の教授会や精神科医の集まりにも来られて説明をされている。最近は大分身近な感じを持っている。

相談業務への電話によるアクセス，来訪者に対する案内表示の充実といった点を配慮するとよいと思う。

- 私のところは，人を逮捕して起訴し，刑務所に刑の執行を指揮し，罰金を徴収するのが仕事で，お見えになる方が親しみを持つということ自体が難しい役所である。裁判所は，はるかに市民に身近な役所といえる。交通事故，家庭や財産関係の紛争など，かかわり合いにはなりたくないとはいえ，犯罪に遭うよりは身近な問題であり，だれしも一度は通る道の中に裁判所という役所が位置している。

そこで，いざ裁判所に行こうというときに，裁判所がどういうところなのか全然分からないのでは，うまくない。ふだんから裁判所に出入りしているので，こういうものかなと思っていたが，喫茶店があったらとか，案内係がいたらという話を改めて伺うと，裁判所の側から国民に歩み寄っていく努力と姿勢があれば，一般の方々がいつか利用しなければいけない裁判所の中に，より利用しやすい雰囲気生まれるのではないかと思った。今日の話は傾聴に値するので，裁判所におかれても，できるだけ実現されるよう配慮されたい。

私どもの役所も煙たがられるばかりでは分が悪いので，裁判所と同じように，教育委員会の方に広報をし，小中学校，高校に出張して，検察庁の仕事を説明する機会を設けている。また，学校の希望にこたえて検察庁に見学に来ていただき，検察官や検察事務官が検察庁の仕事を分かりやすく生徒に説明する機会も設けている。年間十数校の児童生徒さんがいらしている。

- 裁判所に入りにくいというのは，単に建物の構造，喫茶コーナーの有無といったことにとどまらず，その中にいる人間の意識，あるいはそこから受ける感じというものかと思う。裁判所の人々は難しくて権威的と言われることがあるが，所長初め余り権威的あるいは居丈高というふうには見えない。しかし，それはこういう委員会で，我々を相手にしているからで，実際のところ，一般の市民，あるいは悩みや弱みを抱えた方が訪れた場合に，職員も含めてどういう態度なのかということについては，私は知らない。

翻って，病院，警察，大学といった今まで市民から見ると敷居が高くて，偉そうに見られていたところが，いろいろな問題を起こして批判を浴びている。病院

の場合、医療ミスなどが指摘されるたびに頭を下げて、一般の人たちに何とか理解をしていただくように努めている。それは病院がその態度を改めないと、来てももらえなくなり、経営も成り立たなくなるからである。大学も、十年一日の態度をとり続けていたならば、少子化の影響で成り立たなくなる。ところが、警察は、そういうことはない。裁判所はというと、仮にお客さんが来なくてもいいわけで、それでも成り立つ。裁判所は、職業柄ある程度は権威的に振る舞わなければならないという面もある。一般の市民の皆さんにどうしたらサービスが提供できるかとか、国民に愛される裁判所が見いだせるかという意見が出ているが、裁判所は果たして本質的にそういう機関なのだろうか。裁判所は、一般の市民がお茶でも飲みながら石割桜を見たついでに気軽に立ち寄ってみたら、職員もにこにこしていて感じのいいところなので、また行ってみようかなと思うような、そういうところなのだろうか。裁判所は、ここをそういう場にしたいと本気で思っているのか。またそうあらねばならないという必要性、危機感、切迫感といったものをどこまで感じているのか。単に国民向けのポーズなのか。そこがポイントである。少なくとも、そのようなサービスを提供して市民から愛されなければ裁判所が成り立たなくなるというわけではないし、裁判所が本音の部分でその必要性を感じていないというのであれば、それはそれでもよい。ただ、少なくとも、国民に余りにも不愉快な印象は与えてもらいたくはないと思う。

- 日本裁判官ネットワークが著した本に、裁判官が「日本野鳥の会」などの市民活動に参与することで不利益な扱いを受けるのではないかと心配している、とか居酒屋に出入りするといったごく普通の私生活についても非常に緊張感を持っているという趣旨の話が書かれている。例えば、弁護士が結構外でフランクにお酒を飲んだりするということは分かっているが、裁判官は逆のイメージを持たれていると思う。非常に権威的でおっかない、法律は知ってるかもしれないが、社会の実情を知らないのではないかと書かれることもあるし、実際にそう思っている市民もいると思う。それは単に誤解なのか、誤解だとしたらそれはメディアが勝手に書いていることなのか。何かそれなりの原因があるのか。あるいは、公正中立であるべしとの立場から、ある程度の権威を持って超然としていた方がよいと思っているのか。もし本気でそう思っているのだとすると、実際どういう存在であるべきかと思っているのかという点も含めて根本から議論をしないといけなと思う。裁判官は実際のところどうお考えなのかを知りたい。
- 福祉総合相談センターが発足して3年になるが、相談者の目線を大切にす趣旨から、当センターでは総合相談窓口を設置した。相談機関と裁判所とはもともと役割が違い、裁判所を頻繁に利用する方はそんなにはいないはずである。しかし、裁判所の入り口で、制服姿ではない方から「どちらに御用事ですか。」、「相談ですか。」などと一声掛けてもらえたら、裁判所は市民にとってより身近な存在になると思う。
- 県民生活センターでは、消費生活相談、交通事故相談などをやっているが、多重債務の相談が結構多い。自己破産しかないという相談ケースが結構あるが、自己破産の話が出たときには、弁護士を紹介している。お金のない方が非常に多い

ので、弁護士を頼めない方には、裁判所を紹介する事例もある。裁判所に直接行って申立ての手続きができるはずであるが、相談に来られる方の中でも、自己破産の手続きをどこでやっているかということすら知らない方が大半である。

- この委員会に委員として出席した個人的感想として、周りは立派な肩書の人ばかりであるのに、お会いしてお話をうかがうことによって、大変身近に感じるようになってきている。効果的な広報という観点からは、各種申立手続へのアクセス方法が一目で分かるカード型診察券のようなアクセスカードを活用したらどうか。このカードの裏に石割桜が配してあると親しみがわく。春には石割桜のティーサービスというのはどうか。職員と市民の触れ合いにより、裁判所の敷居も低くなる気がする。入り口で行き先にとまどっている人には、エプロンを掛けているような方が一声を掛ける積極接遇が必要であろう。他方、来庁者のプライバシーを重視したレイアウトも必要になる。
- 裁判所は、やはり何かがないければ来るところではないという気持ちがある。国民の中には、専門の方であればきちんと解決できることでも、泣き寝入りしてあきらめている方も結構いると思う。裁判所はそういう方に対して身近であることが大切である。

4 第3回盛岡地方裁判所委員会，盛岡家庭裁判所委員会の開催テーマ及び日程等について

今回は、各委員の日程調整の上、同一テーマにより盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会を合同開催することで了承された。

5 閉会あいさつ（田中委員長）

6 閉会（家裁総務課長）